

参考資料

1 法制度の創設又は改正、上位計画・関連計画の策定又は改定

(1) 現行計画策定後に創設又は改正された法制度

- ・現行の都市計画マスタープランが策定された平成 22 年以降、都市計画に係る分野において以下の法律・制度の創設又は改正が行われている。

【過去約 10 年間の主な法改正（一覧）】

年次	創設・改正された法律・制度
平成 24 年	● 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
平成 25 年	● 国土強靱化基本法
平成 26 年	● 立地適正化計画制度（都市再生特別措置法の改正）
平成 27 年	● 空家等対策の推進に関する特別措置法 ● 都市農業振興基本法
平成 29 年	● 都市緑地法等の一部を改正する法律 ● 住宅宿泊事業法
平成 30 年	● 低未利用土地権利設定等促進計画等（都市再生特別措置法の改正）

(2) 現行計画策定後に策定・改定された上位計画・関連計画の概要

- ・現行の都市計画マスタープランが策定された平成 22 年以降、以下の上位計画又は関連計画が策定又は改定されている。

【過去約 10 年間の計画策定・改定（一覧）】

年次	策定・改定された計画
平成 27 年	● 「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略（策定） ● 松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）（策定）
平成 28 年	● 松本市総合計画（第 10 次基本計画）（策定） ● 松本市公共施設等総合管理計画（策定） ● 松本市地域公共交通網形成計画（策定）
平成 29 年	● 松本市立地適正化計画（策定） ● 第 2 次松本市地域づくり実行計画（策定）
平成 31 年	● 長野県都市計画ビジョン（改定） ● 松本市立地適正化計画（改定）

【令和 2 年度末までに計画策定・改定（一覧）】

年次	策定・改定される計画等
令和 2 年末 まで	● 松本市都市計画マスタープラン（改定） ● 第 7 回区域区分定期見直し（決定告示） ● 松本市総合計画（次期計画）（策定） ● 松本市次世代交通政策実行計画（中間見直し）

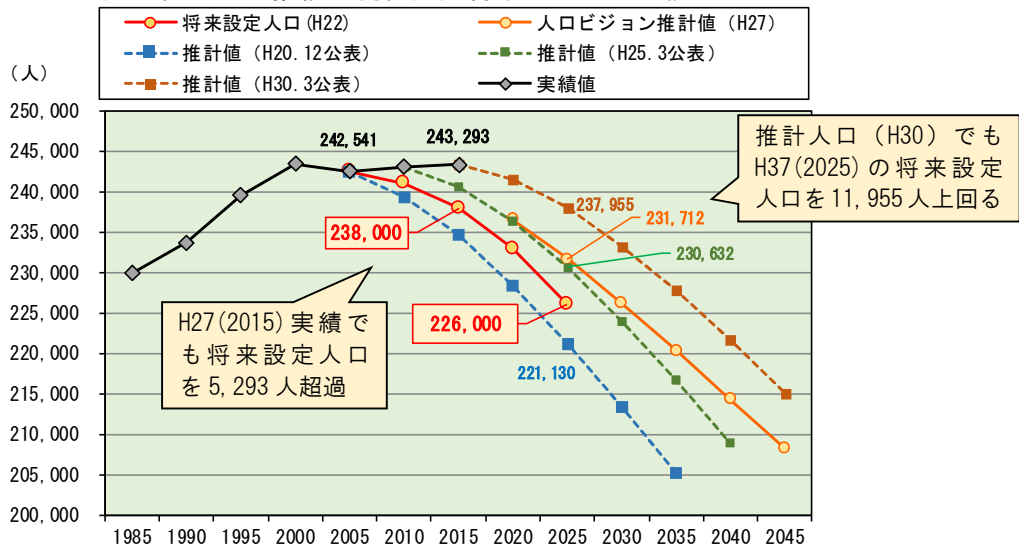
2 本市における主な変化

(1) 人口の変化

ア 総人口の推移

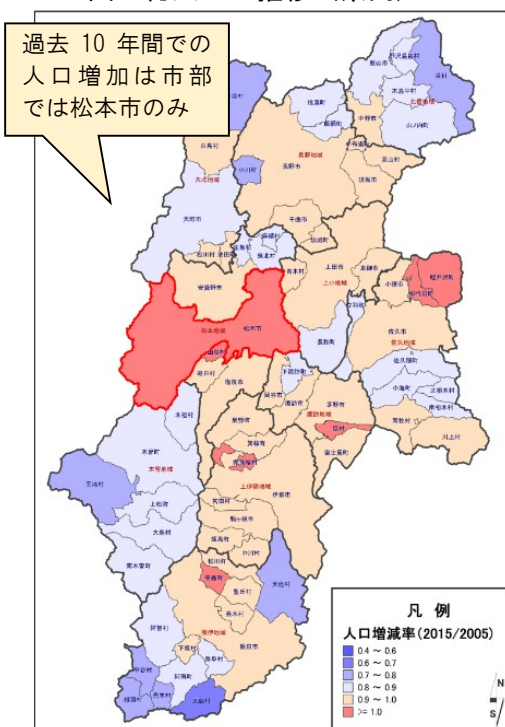
- ・過去 10 年間 (H17~H27) で市の総人口は約 750 人増加し、県内市部で唯一の人口増加となった。
- ・現行計画では、将来推計人口に対して新たな定着人口分を上乗せして将来人口を設定したが、平成 27 年国勢調査の実績値は、推計人口だけでなく将来人口を上回る結果となった。
- ・H27 国勢調査人口に基づき推計された将来人口も、以前の推計から大きく上方修正され、2025 年の将来設定人口を約 12,000 人も上回る見通しとなっている。
- ・ただし、こうした人口増加は市街化区域内だけであり、都市計画区域外などの郊外部では急速な人口減少が進んでいる。

図 総人口の推移 (現行計画将来人口との比較)



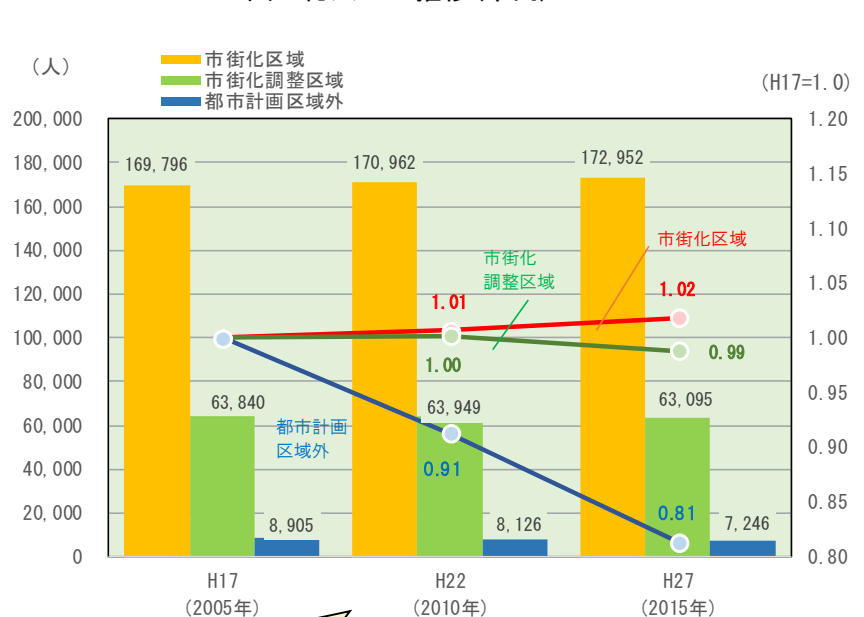
(資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

図 総人口の推移 (県内)



(資料：国勢調査)

図 総人口の推移 (市内)

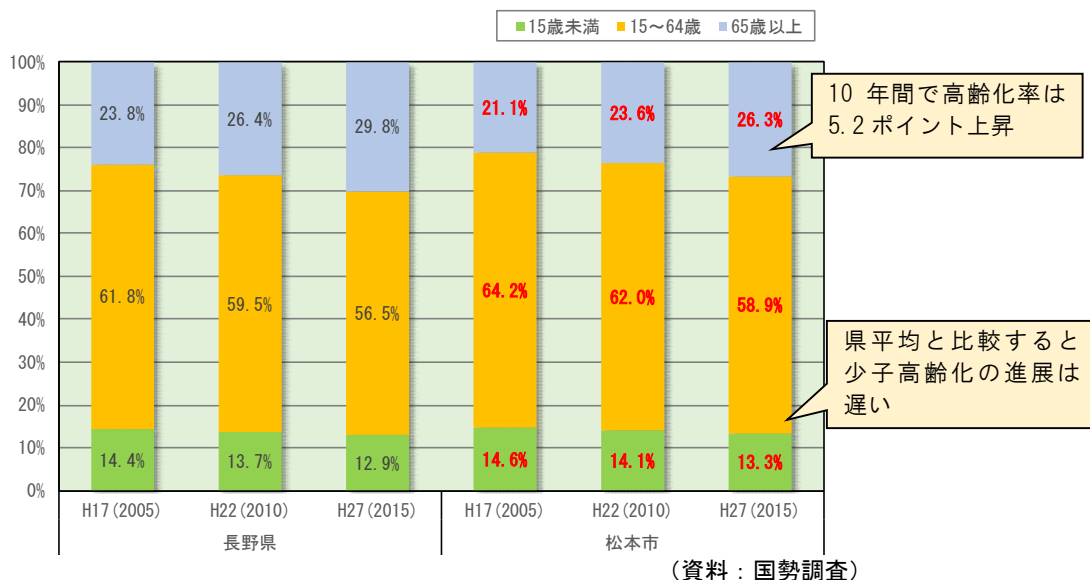


市街化区域では増加、市街化調整区域では微減、都市計画区域外のみ急速に減少
(資料：国勢調査)

イ 年齢構成

- ・過去10年間で高齢化率は21.1%（H17）→26.3%（H27）へと5.2ポイント上昇している。
- ・県全体の高齢化率（H27）は29.8%に達し、さらに高齢化率は過去10年間で6.0ポイント上昇しており、本市は県内では比較的高齢化の進展が遅いグループに含まれている。

図 年齢構成（3区分）の変化



ウ 人口動態

- ・現行計画策定までの約5年間は、自然増はプラスで維持されつつ、転出超過によって社会増はマイナスで推移していたが、策定後の5年間は、自然増はマイナスへ、社会増はプラスへと逆転している。直近の人口動態では、自然増・社会増ともにマイナスとなっている。
- ・なお、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、基準年次から過去5年間の変化が反映されるため、平成27年人口を基準とする将来推計（H30推計）では、H25推計よりも大幅に上方修正される結果となった。

図 人口動態

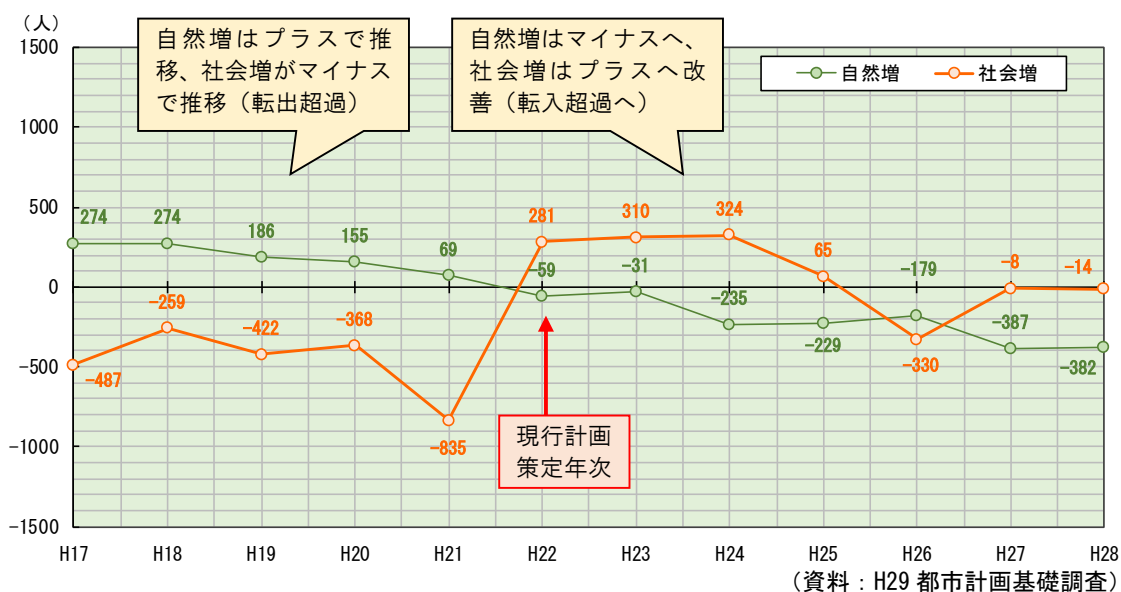
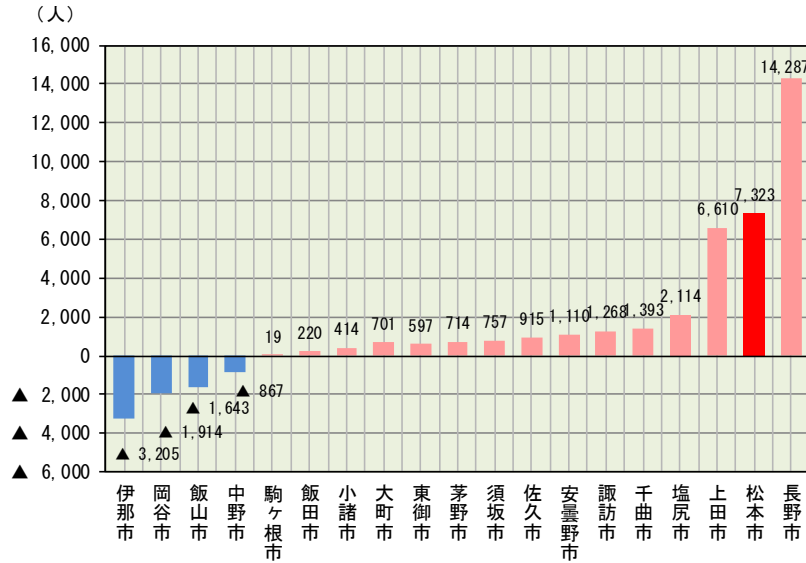


図 社人研推計結果の変化 (H37年(2025年)人口に対するH25推計とH30推計の比較)

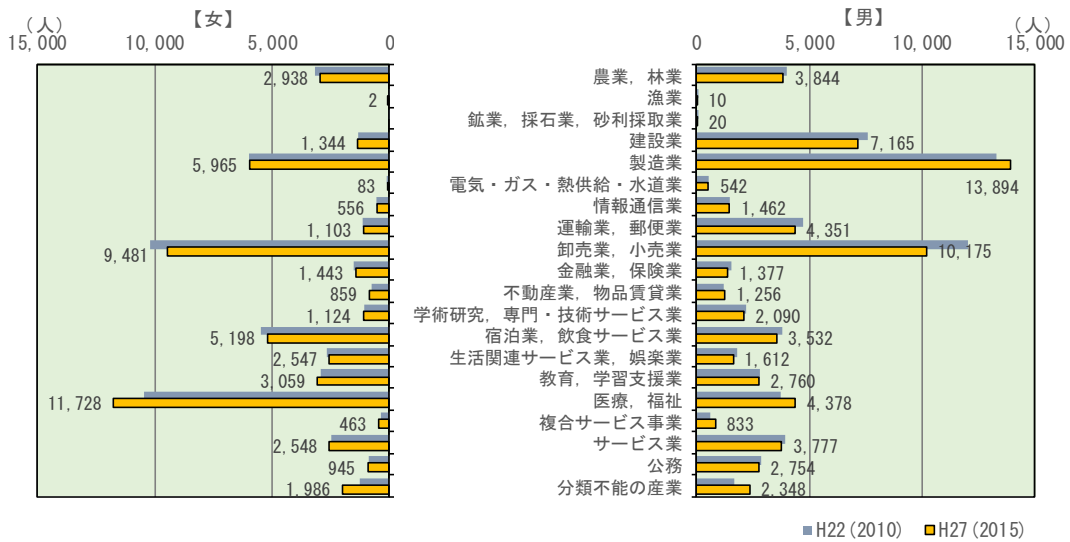


(資料：国立社会保障・人口問題研究所 平成25年推計・平成30年推計)

エ 産業別人口 (就業者数)

- ・男性は製造業の就業者が最も多く、女性は医療・福祉の就業者が最も多い産業構造となっており、過去5年間でこれら産業の就業者数はさらに増加している。
- ・就業人口の変化では、男性・女性ともに医療・福祉において大きく増加し、卸売業・小売業において大きく減少している。

図 産業大分類別人口



注：H17年の産業分類はH27年の分類と異なるためH22年と比較

(資料：国勢調査)

(2) 産業の変化

ア 農業

- ・自給的農家数は10年前よりも若干増加しているが、販売農家数はマイナス29%の減少となっており、農家数全体は減少が続いている。ただし、3ha以上の規模の農家のみは年々増加しており、農地の集約化が進んでいる。

図 規模別販売農家数の推移

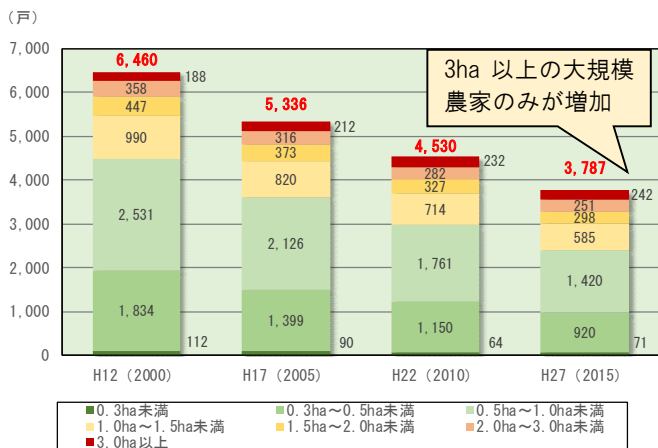
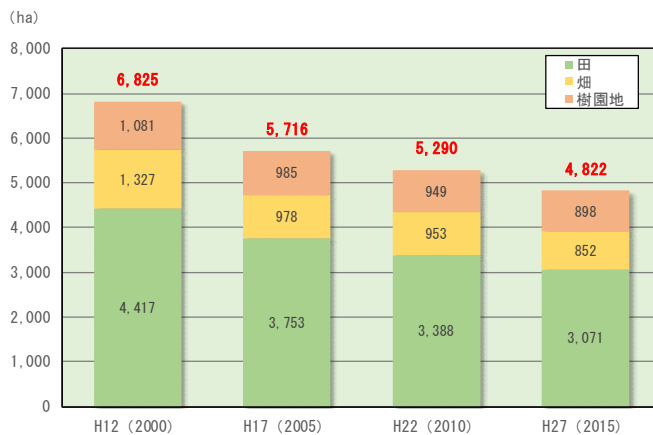


図 種類別経営耕地面積の推移

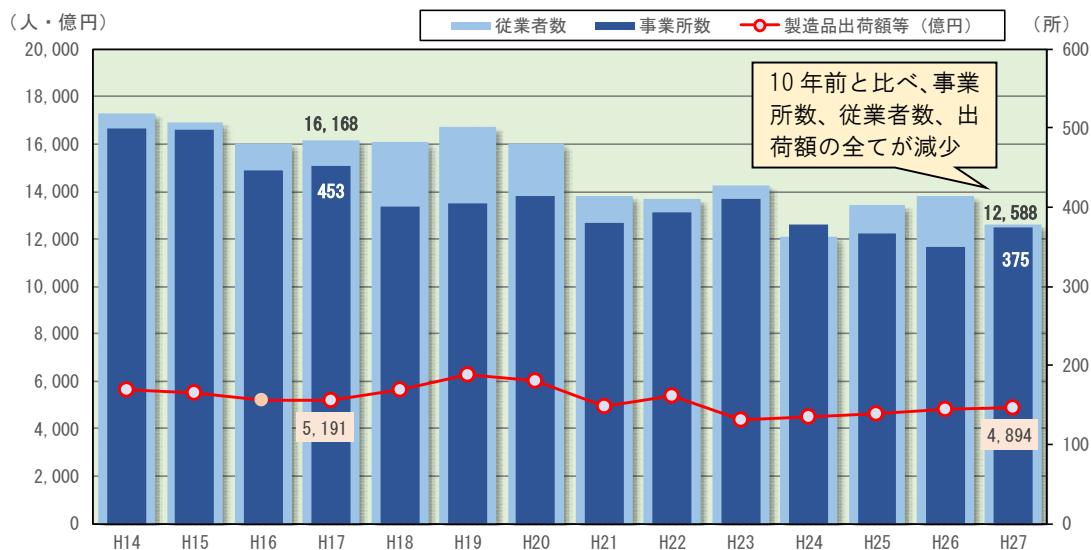


(資料：松本市の統計 (平成30年版))

イ 工業

- ・事業所数、従業者数は、調査年による増減はあるものの、10年前と比較すると事業所数はマイナス17%、従業者数はマイナス22%の減少となっている。
- ・製造品出荷額等は、東日本大震災以降回復傾向となっているが、10年前の水準までは回復できていない。
- ・新松本工業団地については令和元年に分譲率100%となっており、現在は新たな工業団地等のまとまった受け皿がない状態となっている。

図 工業の推移



注：H16年の出荷額は旧奈川村・旧梓川村の秘匿値を含まない合計

(資料：工業統計調査)

ウ 商業

- ・事業所数、従業者数、年間商品販売額の全てにおいて、リーマンショック後の個人消費の伸び悩み等の影響を受けて大きく減少したが、近年は再び増加傾向となっている。
- ・中心市街地の歩行者通行量も、かつての通行量には達していないものの、10年前と比較すると増加しており、かつ増加傾向が続いている。

図 商業の推移

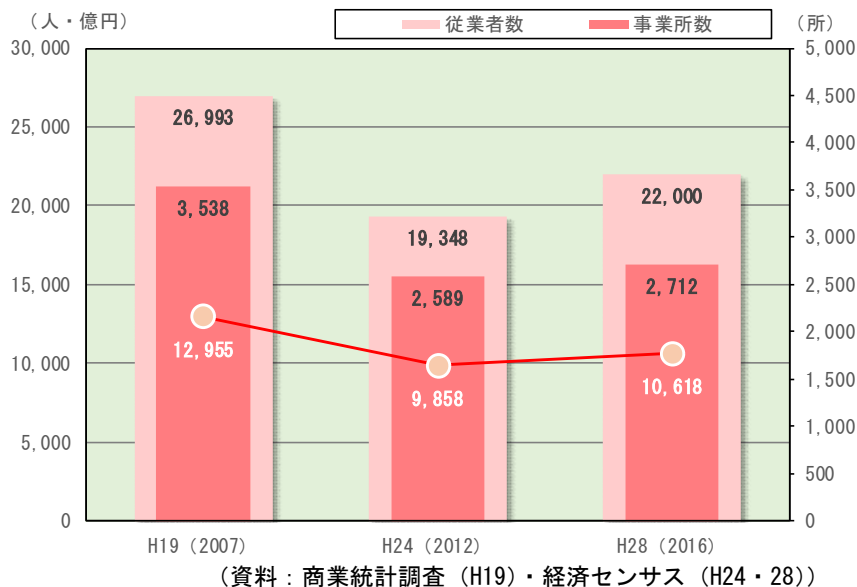
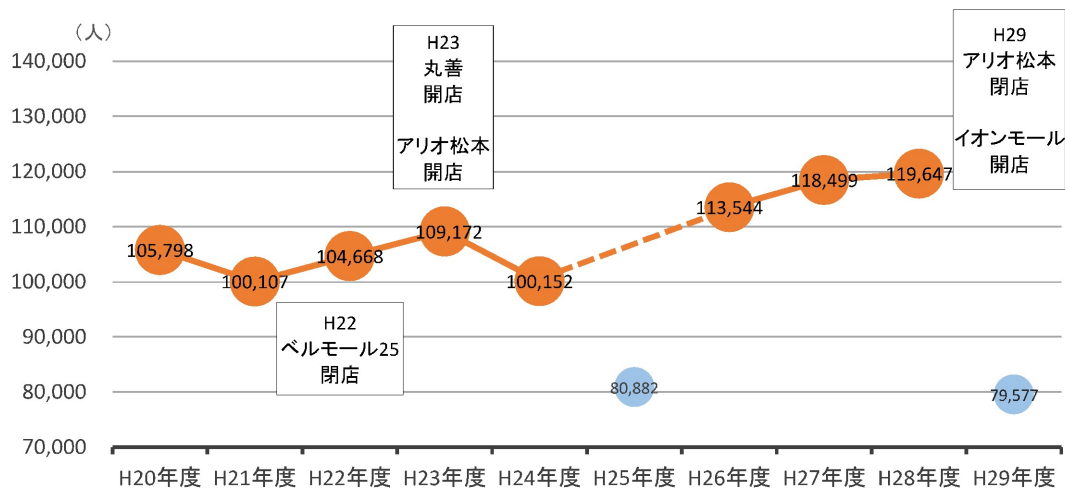


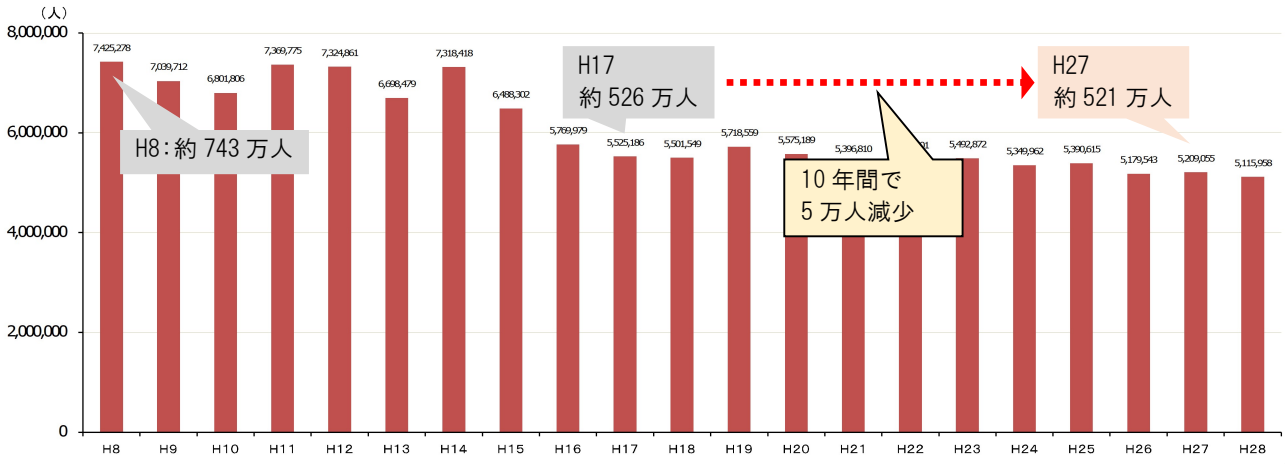
図 中心市街地の歩行者通行量の推移



エ 観光

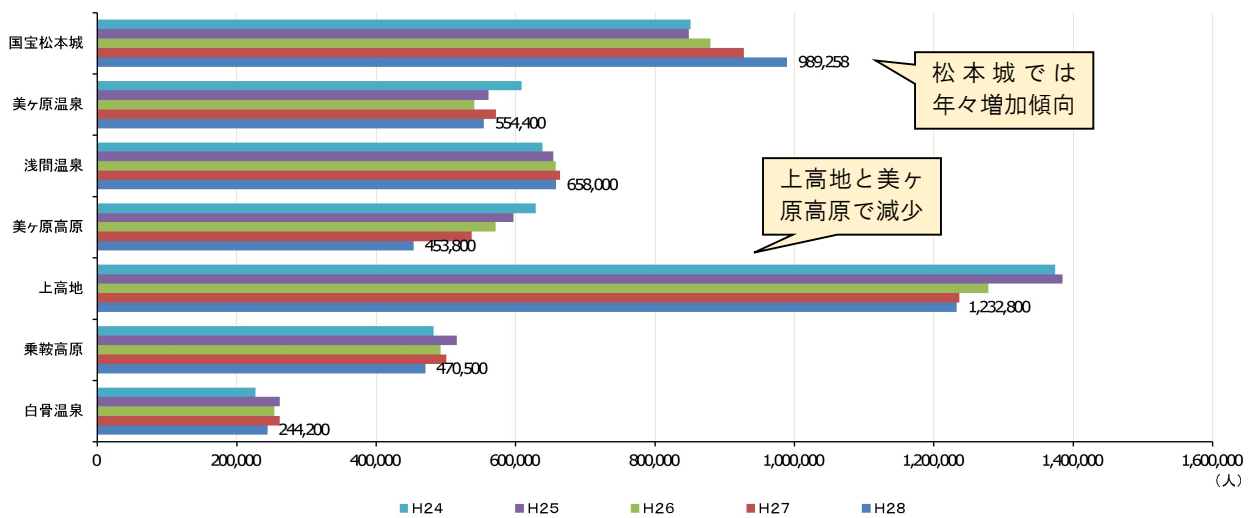
- ・市内全体としては、観光客（年間）は10年前より約5万人減少している。
- ・松本城の入場者数は年々増加傾向にあり、中心市街地を訪れる観光客は増加している一方で、上高地や美ヶ原高原など郊外部の自然を訪れる観光客は減少傾向となっている。

図 市内観光客数の推移



(出典：松本市観光ビジョン (2018. 4))

図 市内主要観光地の入込客数推移

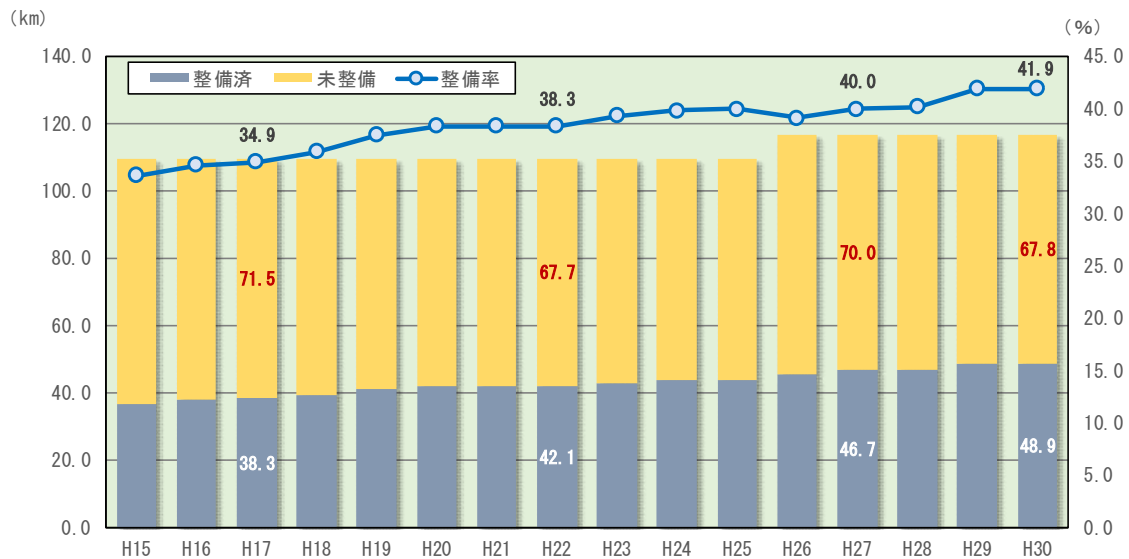


(出典：松本市観光ビジョン (2018. 4))

(3) 各種インフラの整備

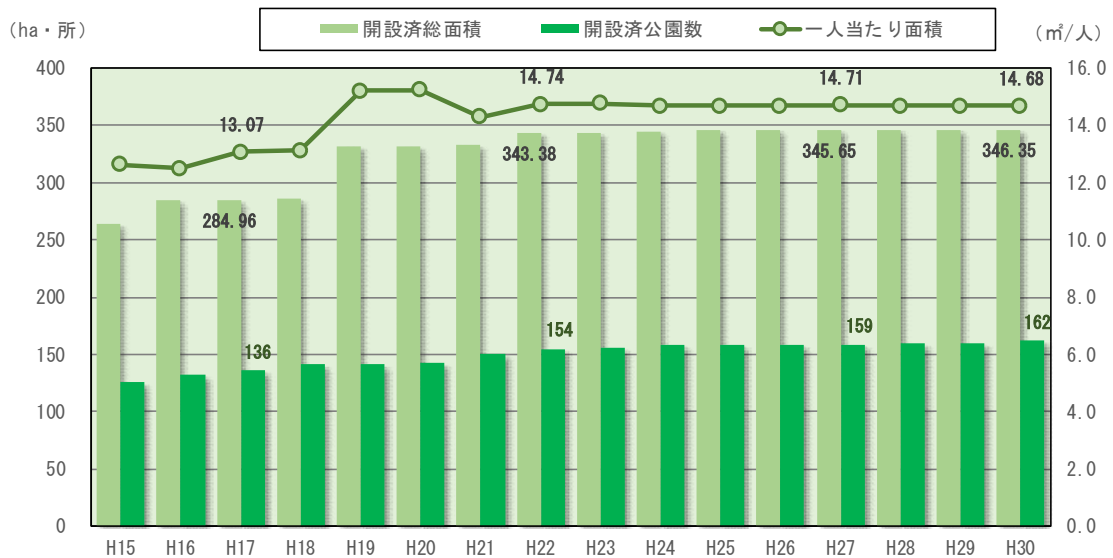
- ・都市計画道路の整備は年々着実に進められており、現在の整備率は41.9%と、現行計画策定時点（H22）から1.9ポイント上昇している。
- ・なお、新たな都市計画決定によって未整備延長を追加しているため、道路整備の進捗に対して整備率は大きく増加していない。
- ・都市計画公園は、小規模な公園の開設が中心となっており、開設箇所数の増加に対して開設面積では大きく変化していない。
- ・このため、1人あたり公園面積も、公園面積の増減よりも人口の増減が大きく影響する形で変化が続いている。

図 都市計画道路の整備推移



(資料：松本市の都市計画（資料編）平成31年度版)

図 都市計画公園の整備推移



(資料：松本市の都市計画（資料編）平成31年度版)

(4) 都市政策面での変化

ア 中核市への移行

- ・平成 12 年に特例市に移行した本市では、多様化するニーズに迅速かつ的確に対応し、持続可能な行政運営を確立するため、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日の中核市移行を目指している。
- ・中核市になると「連携中枢都市圏」の中心市の要件を満たすことから、近隣の市町村と連携し、広域的な課題の解決を図り、圏域全体の活性化を目指すことが可能となる。
- ・松本地域 3 市 5 村で構成する「連携中枢都市圏」では、医療・介護や交通、観光などの広域的な課題の解決に向けて圏域自治体が連携して取り組むことにより、松本地域の将来を見据えた、持続可能な圏域づくりと圏域の活性化を図ることを目指している。

図 松本市が目指す中核市の姿

「健康寿命延伸都市・松本」の推進

現在、市が実施している乳幼児・成人健診や健康相談などの保健事業と、県から移譲される感染症予防や難病支援などの事業を一緒に行うことで、赤ちゃんからお年寄りまで、すべてのライフステージで切れ目のない、より一層充実したサービスの提供を目指します。



市民サービスの充実

身体障害者手帳の交付など、県、市の2段階で行っている手続きを一括して処理したり、福祉や子育ての相談・支援の窓口を市で一元的に実施したりするなど、市民の利便性の向上や事務処理の迅速化を図ることで、更なる市民サービスの充実を目指します。

市民の安全・安心の確保

住民に最も身近な自治体である市が保健所を設置し、食中毒や感染症の未然予防や発生時の対策、大規模災害時の衛生対応など、地域の実情に合わせてケア、サポートを行うことで、これまで以上に安全で安心して暮らせるまちを目指します。



松本地域の活性化

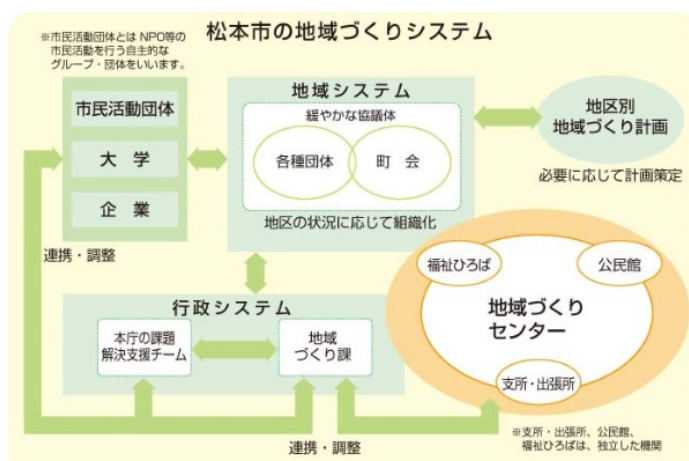
松本地域の 20 年、30 年先を見据えると、松本市が地域の核として周辺自治体とともに、地域医療や介護、公共交通、経済や産業の活性化などの広域的な課題に取り組むことが必要です。

自治体間で連携して課題解決を図ることで、松本地域の将来を見据えた持続可能な地域づくりと活性化を目指します。

(出典：中核市移行リーフレット)

イ 35 地区における地域づくりシステムの構築

- ・本市では、平成 26 年 3 月に「松本市地域づくりを推進する条例」を制定し、市内 35 地区に開設した「地域づくりセンター」を核に課題解決に取り組むまちづくりの仕組みを構築している。
- ・松本市の地域づくりシステムでは、住民が主体となって課題解決に取り組む「地域システム」と「地域づくりセンター」が核となり、地区を支援する「行政システム」と市民団体や大学等が連携・協働することを目指している。
- ・なお、「地域づくりセンター」は各地区の地域づくりにおける最前線の拠点であり、支所・出張所（窓口サービス）、公民館（学習）、福祉ひろば（地域福祉）の機能が一体となり、住民主体の地域づくりを支援することとしている。



（出典：松本市ホームページ）

3 都市計画マスタープラン改定の視点

(1) 計画改定における基本的な考え方

- ・現行計画を全面的に作り直すのではなく、これまでの都市づくりの成果を反映するとともに、今後の都市づくりに必要となる事項を盛り込む形で改定を行う。

【都市マス改定の基本的考え方】

区分	改定の考え方	
対象区域	⇒松本市全域を対象（＝都市計画区域外も含む行政区域全体）	
計画期間	⇒令和3年度（2021年）～令和22年度（2040年）	
計画構成	⇒現行計画と同じ構成（ただし内容に応じて適宜変更・追加を検討）	
	全体構想	⇒10の分野別で整備方針を整理 （ただし「主な改定の視点」を加え10の分野に横断的に検討）
	地域別構想	⇒14地域区分で構成

(2) 改定の前提条件

ア 上位計画・関連計画との整合

- ・これまで策定・改定された計画と整合を図るほか、次年度に改定される計画とも調整を図りつつ計画内容の検討を行う。
- ・特に、総合計画と都市計画区域マスタープランの改定が令和2年度であるため、都市マス改定の検討内容をこれら上位計画へと適切に反映されるよう今年度中から調整を図る。

【上位計画・関連計画との整合】

区分	計画名称	整合・調整の方向性
策定・改定済	長野県都市計画ビジョン	⇒都市づくりの基本的な考え方や方向性 ⇒広域連携等の考え方
	松本市立地適正化計画	⇒「誘導区域」の範囲と機能配置の考え方（市街化区域） ⇒適正な人口密度維持の考え方 ※市街化区域外は都市マスで詳細検討
次年度改定	松本市総合計画（次期計画）	⇒将来人口、将来都市構造等 ⇒市全体のまちづくりの理念や方向性 ⇒都市計画分野の施策・事業
	松本都市計画区域マスタープラン	⇒将来人口 ⇒土地利用、都市施設整備、自然環境保全等
	松本市次世代交通政策実行計画	⇒交通政策全般の目標及び方向性 ⇒交通分野の具体の施策・事業

イ 新たな都市計画分野の課題の反映

- ・近年の都市計画分野の課題を反映するほか、今後想定される課題も見据えつつ計画内容の検討を行う。



ウ 住民からの意見や要望の反映

- ・立地適正化計画では、主に市街化区域のみを対象として居住や都市機能の誘導を検討したが、計画策定時の地区別意見交換会でも、市街化調整区域や都市計画区域外などの郊外部におけるまちづくりに対する意見や要望が多くあげられている。
- ・都市マス改定にあたっては、都市全体でバランスの取れた発展を持続していく観点から、郊外部におけるまちづくりをきめ細かく検討するとともに、コミュニティ維持に向けた具体的な方策を検討する。

(3) 今回の改定の視点（重点テーマ）について

- ・今回の改定では、持続可能な都市づくりの観点から方向性を明らかにすべき課題、特に、立地適正化計画で十分検討しきれなかった課題として、以下のテーマについて重点的に検討を行う。

今回の重点テーマ

◎郊外部における地域コミュニティ維持

⇒集落等の居住人口をどのようにして維持するか

⇒集落等の暮らしを支える生活サービス機能をどのように確保・維持するか

◎松本市の特性を生かした新たな活力の創出に向けた土地利用

⇒市の特性を生かしてどのような産業拠点を形成するか

⇒どのようにして着実かつ計画的に産業集積を進めるか

- ・これら重点テーマに関する方針を明らかにするため、今回の改定では、従来の分野別方針に加え、分野横断的な重点テーマの整備方針も明らかにすることとする。

